

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	東北財務局長
【提出日】	平成25年1月31日
【会社名】	株式会社オプトロム
【英訳名】	OPTROM, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三浦 一博
【本店の所在の場所】	宮城県仙台市青葉区上愛子字松原27番地
【電話番号】	022-392-3711(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部部長 佐藤 政治
【最寄りの連絡場所】	宮城県仙台市青葉区上愛子字松原27番地
【電話番号】	022-392-3711(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部部長 佐藤 政治
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 3,245,000円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 135,245,000円
	(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券(第3回新株予約権証券)】

(1)【募集の条件】

発行数	11,000,000個(新株予約権1個につき1株)
発行価額の総額	3,245,000円
発行価格	新株予約権1個につき0.2950円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1,000個
申込期間	平成25年2月18日(月)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社オプトロム 管理部総務課 宮城県仙台市青葉区上愛子字松原27番地
払込期日	平成25年2月18日(月)
割当日	平成25年2月18日(月)
払込取扱場所	株式会社七十七銀行 芭蕉の辻支店

(注) 1. 第3回新株予約権証券(以下、「本新株予約権」という。)の発行については、平成25年1月31日(木)開催の当社取締役会決議によるものであります。

2. 平成25年1月31日(木)開催の当社取締役会決議により、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の割当予定先との間で本新株予約権の「総数引受契約」を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われなないこととなります。

3. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとしします。

4. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社オプトロム 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株式数は1,000株である。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権1,000個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数は、1,000株(以下「対象株式数」という。)とする。</p> <p>2. 本新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は当社普通株式11,000,000株とする。 ただし、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行うときは、次の算式により対象株式数を調整する。 調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割又は併合の比率 また、割当日以降に、当社が時価を下回る価額での新株の発行若しくは自己株式の処分(ただし、新株予約権の行使により新株を発行又は自己株式を処分する場合を除く)、合併、会社分割又は株式無償割当てを行う場合等、対象株式数を変更することが適切な場合等、対象株式数を変更することが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。 これらの調整後対象株式数は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項「行使価額の調整」による行使価額の調整に関し、同項に定める調整後行使価額を適用する日以降これを適用する。</p> <p>3. 本欄第2項に基づき対象株式数の調整を行った場合において、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。</p> <p>4. 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権1個当たりの価額は、対象株式数に、以下に定める行使価額を乗じた金額とし、計算の結果生じた1円未満の端数は四捨五入するものとする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、12円とする。ただし、本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は四捨五入するものとする。 $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$ 調整後行使価額は、株式分割に係る基準日の翌日以降又は株式併合の効力が生じる日以降これを適用する。 (2) 当社は、本項第(1)号の場合のほか、本項第(3)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付される場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。 $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$</p>

(3) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(5)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(5)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む)又は本項第(5)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てがその発行時点の行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号 ないし の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 ないし の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付株式数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。

	<p>(4) 本項第(1)号から第(3)号までの規定にかかわらず、行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p> <p>(5) 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(3)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(1)号及び第(3)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(6) 本項第(1)号及び第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。 当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(7) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(1)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>132,000,000円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>平成25年2月19日から平成27年2月18日までとする。ただし、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。</p>

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社オプトロム 管理部総務課 宮城県仙台市青葉区上愛子字松原27番地</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社七十七銀行 芭蕉の辻支店</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>本新株予約権の割当日から3か月を経過した日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が15取引日連続して、当該取引日に適用のある行使価額の180%を超え、かつ、当該取引日以前15連続取引日の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の売買代金の累計が、20,000,000円を超えた場合において、当社取締役会が取得する日(以下、「取得日」という。)を定めた場合、当社は、当該取得日の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき0.2950円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については当社取締役の承認を要する。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編成行為」という。)をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社(以下、総称して「再編成対象会社」という。)の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画が、当社株主総会において承認された場合に限るものとする。</p> <p>交付する再編成対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付する。</p> <p>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数(以下「承継後株式数」という。)とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新株予約権を行使することのできる期間 別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄第2項「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金」に準じて決定する。</p>

	<p>各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項「本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」に準じて決定する。</p> <p>その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件</p> <p>別記「新株予約権の行使の条件」欄、「自己新株予約権の所得の事由及び取得の条件」欄及び「新株予約権の譲渡に関する事項」欄に準じて決定する。</p> <p>新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p>
--	--

(注) 1. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする新株予約権者は、当社が定める様式の行使請求書に必要事項を記載して、これに記名押印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出するものとします。
 - (2) 本新株予約権を行使する場合には、行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて、上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとします。
2. 本新株予約権の行使の効力発生時期
- 本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類の全部が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金された日に発生します。
3. 当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)施行に伴い、平成21年6月25日開催の第23回定時株主総会で承認された当社定款の定めに従い、行使請求により発行する株式にかかる株券を発行しません。
4. その他
- (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
 - (2) 上記本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 - (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
135,245,000	2,000,000	132,245,000

(注) 1. 発行諸費用のうち主なものは、アドバイザー費用、弁護士費用及び事務費用に対する支払いであります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用は、新株発行と新株予約権発行の双方に関して発生した費用であります。按分が困難である費用については、新株発行と新株予約権発行に等分として計上しております。新株発行と新株予約権発行に係る差引手取概算額は次のとおりです。

	払込金総額(円)	発行諸費用概算額	差引手取概算額
新株	88,800,000	3,000,000	85,800,000
新株予約権	135,245,000	3,000,000	132,245,000
計	224,045,000	6,000,000	218,045,000

(2)【手取金の使途】

調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

今回行う資金調達については、第三者割当にされる株式(以下、「本新株式」という。)の発行価額の総額88,800,000円に加えて、本新株式発行と同日に決議した第3回新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)の発行による新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額135,245,000円と合わせて、総額224,045,000円となります。

本新株式の上記差引手取概算額85,800,000円につきましては、当社の安定的な事業活動を実施するためのC C F L蛍光灯「E・COOL」の仕入予定及び在庫予定に対応する費用と商材開発費用及び街燈用LEDなど周辺商材の仕入計画に対応する資金として、下記「当社の想定している使途、金額、支出時期について」記載のとおり充当する予定としております。また、太陽光発電事業の準備活動に対応する資金として、下記「当社の想定している使途、金額、支出時期について」記載のとおり充当する予定としております。

今回行う資金調達については、本新株予約権の発行による132,000,000円の調達に加えて、本新株予約権の発行決議と同日に決議した第三者割当により発行される株式(以下、「本新株式」という。)の発行価額の総額3,245,000円の調達と合わせて、総額135,245,000円となります。

本新株予約権による調達資金につきましては、平成25年2月19日から平成27年2月18日までの権利行使期間中に、権利行使に伴う払い込み後、一旦、手元資金とし、当社の安定的な事業活動を実施するための太陽光発電事業の準備活動、資材、設備取得費用に対応する資金として、下記「当社の想定している使途、金額、支出時期について」記載のとおり充当する予定としております。

なお、本新株予約権の行使による払込みの有無及び時期と太陽光発電事業の進捗状況が確定していないため、資金使途の具体的な内容、金額、所在地、着手及び完了予定年月等については、現時点において確定しておりませんが、支出時期より前に資金が確保できた場合、支出時期まで調達された資金管理は銀行預金で管理を行います。

< 当社の想定している使途、金額、支出時期について >

想定している使途	想定金額	想定支出予定時期
(a) 本社工場の太陽光発電事業の準備活動資金	100百万円	平成25年4月～平成25年9月
(b) 岩手県一関市の太陽光発電事業の準備活動資金	32百万円	平成25年4月～平成25年9月

・ 使途の明細

本新株予約権発行及び行使による手取金の額 132百万円

(a) : 本社工場の太陽光発電事業を開始するための、本格調査費用、資材、設備の初期導入費用に対応する資金。この事業に関する設備投資額は約6億円を予定しており、本件第三者割当による本新株予約権と借入金(プロジェクトファイナンス)で調達する予定であります。

100百万円

(b) : 岩手県一関市の太陽光発電事業を開始するための、本格調査費用、資材、設備の初期導入費用に対応する資金。この事業規模は20メガワットと大規模であり、その完成までには相当の期間が必要と考えております。想定支出予定期間が6ヶ月となっているのは、許認可の取得時期が現時点において明確ではないためであります。当社はその取得に向けた申請、協議を進めておりますが、その進捗による万が一の遅れの影響を考慮し、本新株予約権の行使期間を2年間としております。

32百万円

本新株式発行による手取金の額 85百万円

(a) : C C F L 蛍光灯「E・COOL」の既に納入済で未決済の費用及び既に発注している仕入予定及び在庫予定に対応する費用と商材開発費用及び街燈用LEDなど周辺商材の仕入に対応する資金

75百万円

(b) : 岩手県一関市の太陽光発電プロジェクトの地権者に対する保証金

10百万円

調達する資金使途の合理性に対する考え方

当社の安定的な事業活動を実施するためには、既存事業であるデジタルコンテンツ事業やE・COOL事業の黒字化により営業キャッシュ・フローの黒字化が必要であり、当社の手元資金では不十分な仕入が困難な状況になっていること、また、環境エネルギー事業においては、昨年12月に公表いたしました太陽光発電事業に当社は着手し、CO2削減や電力不足問題に対する社会的貢献と当社の将来的、安定的な収益源とするべく取り組んでまいる予定です。ただし、当社が計画している岩手県一関市の発電プロジェクトの事業規模は20メガワットと大規模であり、その完成までには相当の期間が必要と思慮しております。また、当社の本社工場における電力費の軽減と売電による収益確保を目的とした太陽光発電プロジェクト(2メガワット相当)の来期設置を予定しております。その設備投資額は約6億円を予定しており、本件第三者割当による本新株予約権と借入金(プロジェクトファイナンス)で調達する予定であります。

新事業としての太陽光発電事業に着手するにあたっての事業資金を調達しなければならないこと、そして、これらの取組みによって得られた営業キャッシュ・フローが金融機関の返済原資にすることを予定しております。

今後の成長基盤を確立することにより中長期的な企業価値の向上を図ることを目的としており、今回の資金調達は既存株主の皆様の利益に資するものと考えられることから、かかる資金使途は合理的であると判断しております。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要

名称	株式会社ネットスタジアム
本店の所在地	東京都品川区東五反田1丁目13番12号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 松本 卓也
事業内容	システムインテグレーション及びWEB制作
資本金	16,000千円(平成25年1月31日現在)
大株主及び持株比率	松本 卓也(50%)、株式会社ロイズパートナーズ(50%) 株式会社ロイズパートナーズは松本卓也氏が50%保有し、 代表取締役を務めております。また、松本その子氏が50%保有 しております。
提出者と割当予定先との関係	
出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。
その他	本第三者割当の実施により、当社は割当予定先が指定する役員を2名受け入れることに合意しており、本割当予定先と早期に事業再建に取り組むことから臨時株主総会を招集する予定であります。

名称	株式会社エフティ・ビジネス・デベロップメント
本店の所在地	東京都中央区日本橋茅場町1丁目8番1号
代表者の役職・氏名	代表取締役 甲斐 昌樹
事業内容	投資事業
資本金	40,000千円
大株主及び持株比率	株式会社フィナンテック(100%) 株式会社フィナンテックは甲斐昌樹氏が59.4%を保有し、 代表取締役を務めております。
提出者と割当予定先との間の関係	
出資関係	当社の筆頭株主であり、普通株式3,005千株を保有しております。
人事関係	当該会社の代表取締役甲斐昌樹は、当社の取締役を務めております。
資金関係	当該会社の親会社である株式会社フィナンテックは、当社の省エネ蛍光灯販売の一次代理店契約を当社と締結しております。また、当社にコンサルティング契約に基づく役務を提供しております。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	当該会社は、当社の関連当事者に該当します。また、当該会社の代表者及び親会社は、当社の関連当事者に該当します。

名称	H P 環境投資事業有限責任組合第 8 号	
所在地	東京都千代田区岩本町 2 丁目 8 番 9 号林慶ビル	
設立根拠等	投資事業有限組合契約に関する法律	
組成目的	当社の環境エネルギー事業（太陽光発電事業など）への投資	
組成日	平成24年12月21日	
出資総額	25,020千円	
出資者・出資比率・出資者の概要	ファーストメイク・リミテッド株式会社100%（無限責任組合員） フィンテックグローバル株式会社 0%（有限責任組合員）	
業務執行組合員の概要	名称	ファーストメイク・リミテッド株式会社
	所在地	東京都千代田区岩本町 2 丁目 8 番 9 号
	代表者の役職・氏名	代表取締役 前 一明
	事業内容	投資顧問業
	資本金	10,000千円
国内代理人の概要	該当事項はありません。	
上場会社と当該ファンドとの間の関係		
上場会社と当該ファンとの間の関係	当社並びに当社の関係者及び関係会社から当該ファンドへは直接・間接問わず出資はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの出資者との間に特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。	
上場会社と業務執行組合員との間の関係	当社と当該ファンドの業務執行組合員との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの業務執行組合員並びに当該ファンドの業務執行組合員の関係者並びに関係会社との間に特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。	

(2) 割当予定先の選定理由

当社は過去連続して経常損失及び当期純損失を計上しており、また、平成25年3月期末までに更に赤字が拡大することが見込まれ、債務超過となる懸念の解消が急務となっております。また、今後の成長基盤の確立と企業価値の向上を図るため、E・COOL事業における仕入在庫資金及び太陽光発電事業開始のための資金が必要であり、その資金を第三者割当て調達することについて検討をいたしました。

このような状況において、当社の取締役である甲斐昌樹氏と懇意にしている当社 C C F L 照明の販売代理店であるプライム・スター株式会社（住所：東京都港区、代表取締役 下田知代）を介して、投資・M&Aコンサルタントであるホライズンパリティートサービス株式会社（住所：東京都中央区、代表取締役社長 武内秀之）をご紹介いただき、当社株式の引受先を検討していただきました。

ホライズンパリティートサービス株式会社は、外国投資ファンドの代理人業務を行っており、当社の事業戦略、資金使途及び資金需要等を提案いただき、当初は外国籍投資ファンドでの引受を検討していただきました。しかし、当社の発行総額の規模等を検討した結果、外国籍投資ファンドの組成コストを補うには困難との状況から、新たに国内ファンドを組成して引受先とする資金調達に検討を変更することとなりました。このような状況の中で、当初新設ファンドでの組合員契約による出資を検討していた株式会社ネットスタジアムには、当社の最重要課題としての資金調達であるとの理解をいただき、直接引受先となると判断いただけたため、ホライズンパリティートサービス株式会社からご紹介していただきました。また、検討しておりました国内ファンドからの出資についても、当社の株式を引き受けるために H P 環境投資事業有限責任組合第 8 号組合を組成したファーストメイク・リミテッド株式会社及びフィンテックグローバル株式会社（住所：東京都港区、代表取締役社長 玉井信光）は過去に複数の上場企業の再生案件に実績を有している実績があり、当社の環境事業に対して当社株式を保有したいとの意向をいただいたため、ホライズンパリティートサービス株式会社からご紹介していただきました。

株式会社ネットスタジアム

当社の事業戦略、財務内容及び資金需要等の説明を行い、当社の現状を理解していただいたうえで、今回の本新株式及び本新株予約権の発行による資金調達のご提案をいただきました。

株式会社ネットスタジアムは、システムインテグレーションとWEB制作を軸に事業を展開されており、幅広い営業人脈をもたれております。今回の引受目的は当社の企業価値向上を目的にされており、短期的な株式保有ではないことを表明されております。当社にとっては、CCFL蛍光灯「E・COOL」新規顧客開拓のためのご紹介など幅広いネットワークにより潜在的な需要の開拓が期待できること、また、太陽光発電事業についても再生可能エネルギー事業に取組まれており、当社の事業への助言などが期待できると考えております。また、株式会社ネットスタジアムとは、当社が株式会社ネットスタジアムの指定する取締役候補者を2名受け入れることとなっておりますが、現状の経営体制を尊重するとの意見をいただいております。同社の提案は当社のニーズを満たすものであると判断し、今回、同社を本新株式及び本新株予約権の割当予定先として選定いたしました。

なお、株式会社ネットスタジアム及び代表取締役の松本卓也氏は、以前、他の上場会社の第三者割当を引受け、後に引受けを中止しております。当社は、この中止された経緯を松本卓也氏から説明を受けており、その理由が株式会社ネットスタジアム及び松本卓也氏の資金面の問題といったものではなく投資判断に基づくものであり、本件第三者割当の割当先として適正であると判断いたしました。

また、当社は、本第三者割当の本新株式及び本新株予約権の発行に係る払込みについて同社より払込期日に全額払い込むことの確約をいただいております。本新株式及び本新株予約権の権利行使のために必要となる資金の確保についても支障がない旨の確認書と残高証明を受領しており、本第三者割当に係る払込みについては、確実性があると判断しております。

株式会社エフティ・ビジネス・デベロップメント

当社株式の3,005千株を保有する筆頭株主であり、同社の代表取締役である甲斐昌樹氏は当社の取締役であり、当社の事業戦略、財務内容及び資金需要等に関して、長年に渡り共同して会社運営に携わっており、太陽光発電事業の推進させるため、今回、本新株予約権の割当予定先として選定いたしました。

HP環境投資事業有限責任組合第8号

ホライズンパリティートサービス株式会社からご紹介をいただいた投資事業組合であり、ホライズンパリティートサービス株式会社と同組合の出資者であるファーストメイク・リミテッド株式会社は、過去に上場・未上場企業等のM&A案件の仲介等を取り組んだ関係とのことです。ファーストメイク・リミテッド株式会社は、関東財務局に登録された投資顧問業者で、過去に複数の上場・未上場株式を引受けるために組成した投資事業組合のゼネラル・パートナーとして実績があり、今回は当初、当社株式の割当先として投資事業組合を組成し、事業投資組合の組合出資者として株式会社ネットスタジアムを検討していた経緯がありました。株式会社ネットスタジアムを直接引受先に選定した後も、引き続き、当社の株式引受に関心を示され、長期保有の意向も表明されていたため、今回、組成した投資事業組合を利用する形で、本新株予約権の割当予定先として選定いたしました。

(3) 割り当てようとする株式等の数

各割当先に割当てる本新株予約権の目的である株式の総数は11,000,000株であります。その内訳は以下のとおりです。

株式会社ネットスタジアムに割当てる本新株予約権の目的である株式の総数は7,000,000株であります。

株式会社エフティ・ビジネス・デベロップメントに割当てる本新株予約権の目的である株式の総数2,000,000株であります。

HP環境投資事業有限責任組合第8号に割当てる本新株予約権の目的である株式の総数2,000,000株であります。

(4) 株券等の保有方針

株式会社ネットスタジアム

当社と株式会社ネットスタジアムとの間には、本新株式並びに本新株予約権及びその行使後の当社株式の継続保有期間に関する取り決めはありませんが、当社の企業価値向上に向けた取組みに対する当社株式の保有であるとの表明を受けており、長期保有目的であることを確信しております。

なお、当社は、株式会社ネットスタジアムに対して、払込期日から2年間において本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び譲渡株式数等の内容を直ちに書面にて当社へ報告すること、当社が当該報告に基づく報告を株式会社名古屋証券取引所に行うこと、及び当該報告の内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を得る予定であります。また、本新株予約権を譲渡する場合には、事前に当社の取締役会の承認が必要である旨が発行条件書に記載されております。

株式会社エフティ・ビジネス・デベロップメント

当社と株式会社エフティ・ビジネス・デベロップメントの間には、本新株予約権及びその行使後の当社株式の継続保有期間に関する取り決めはありませんが、同社は、当社株式の3,005千株を保有する筆頭株主であり、同社の代表取締役である甲斐昌樹氏は当社の取締役であることから、当社株式の長期に渡る保有実績があり、今回の引受けも、長期保有目的であることを表明しております。

H P環境投資事業有限責任組合第8号

当社とH P環境投資事業有限責任組合第8号の間には、本新株予約権及びその後の当社株式の継続保有期間に関する取り決めをしておりませんが、同組合は、当社の会社経営に関与することを目的とせず純投資を目的としております。新株予約権の行使の目的なる当社株式は、適宜判断の上、売却を目標としておりますが、運用に関しては市場への影響を常に留意する方針であります。

(5) 払込みに要する資金等の状況

株式会社ネットスタジアム

本新株式及び本新株予約権の発行に係る払込みについては、株式会社ネットスタジアムの経営成績及び財務状況から最終黒字決算の継続を確認しておりますが、今回の当社への払込資金は、代表取締役の松本卓也氏からの自己資金を同社に充当して本件第三者割当の資金としております。また、当社はこれを銀行口座預金残高証明で確認しており、代表取締役の松本卓也氏は同社以外にも投資事業会社など複数の会社経営をされており、払込みするのに必要な資金があると推察しております。更に同社より、払込期日に全額払い込むことの確約をいただいております。本新株式及び本新株予約権の権利行使のために必要となる資金の確保についても支障がない旨の確認書を受領しております。

株式会社エフティ・ビジネス・デベロップメント

本新株予約権を譲渡する場合には、事前に当社の取締役会の承認が必要である旨が発行条件書に記載されております。また、同社より払込期日に全額払い込むことの確約をいただいております。本新株予約権の権利行使のために必要となる資金の確保についても支障がない旨の確認書と残高証明を受領しております。

H P環境投資事業有限責任組合第8号

本新株予約権を譲渡する場合には、事前に当社の取締役会の承認が必要である旨が発行条件書に記載されております。また、同組合より払込期日に全額払い込むことの確約をいただいております。本新株予約権の権利行使のために必要となる資金の確保についても支障がない旨の確認書と残高証明を受領しております。また、事業有限責任組合契約書を入手する予定です。

(6) 割当予定先の実態

株式会社ネットスタジアムから、当該割当予定先の役員又は主要株主が反社会的勢力等とは一切関係がないとの旨の確認書をいただいております。当社はコンプライアンスの遵守から、第三者の信用調査会社(株式会社トクチョー)に調査を依頼しました。その内容は、対象企業・対象個人に係る各関係機関への行為情報、訴訟歴確認の照会等です。その調査結果として、当該割当予定先の役員又は主要株主が反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す情報に該当はありませんでした。また、WEB検索において、割当予定先の代表者等に係る過去の顧客とのトラブルに関する書き込みがありましたので、当社は、松本卓也氏等関係者に問い合わせいたしました。松本卓也氏等関係者からは当該トラブルの発生に関与していない旨及び監督官庁等の指導などはなかった旨等の説明を受けましたが、その書き込みの真偽を確定するには至りませんでした。しかしながら、当社としては、信用調査会社の調査結果及び松本卓也氏との面談の状況を踏まえ、割当予定先が反社会的勢力等と関係がないと判断し、その旨の確認書を株式会社名古屋証券取引所に提出しています。

当該割当予定先の役員又は主要株主(主な出資者)が特定団体等とは一切関係がないと判断しております。なお、その旨の確認書を株式会社名古屋証券取引所に提出しています。

株式会社エフティ・ビジネス・デベロップメントは、当該会社の代表取締役が当社の取締役を務めている会社ですので、今回、改めて調査会社による反社会的勢力に繋がりがいいことの確認はしていません。当該割当予定先の役員又は主要株主が反社会的勢力等とは一切関係がないと判断しております。なお、その旨の確認書を株式会社名古屋証券取引所に提出しています。

H P環境投資事業有限責任組合第8号から、当該割当予定先の出資者が反社会的勢力等とは一切関係がないとの旨の確認書をいただいております。また、当該出資者は他の上場会社の増資引受けの実績があり反社会的勢力等とは関係のないものと判断しておりますが、当社はコンプライアンスの遵守から、第三者の信用調査会社(株式会社トクチョー)に調査を依頼し、確認予定です。なお、当社は割当予定先が反社会的勢力等と関係がない旨の確認書を株式会社名古屋証券取引所に提出しています。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡については当社取締役の承認を要する。

3【発行条件に関する事項】

本新株式の発行価額は、本件第三者割当に係る取締役会決議日の名古屋セントレックス市場における当社普通株式の直前営業日までの3か月間(平成24年10月31日から平成25年1月30日)の終値平均12.3円(小数第二位を四捨五入、以下この(1)において同じ。)を参考として、発行価額を11.1円(ディスカウント率9.8%)といたしました。

なお、当該直前営業日である平成25年1月30日の終値16円に対するディカウント率は、30.6%、直前営業日の1か月間の終値平均15.9円に対するディスカウント率は30.2%、直前営業日までの6か月間の終値平均12.5円に対するディスカウント率は11.2%となっております。

取締役会決議日の直前営業日までの3ヶ月間の終値平均を参考値と採用いたしましたのは、当社株価の今年1月の終値平均は15.9円と昨年の10月~12月の終値平均10.9円と比較しても大きく上昇しております。これは、平成24年11月14日に公表した平成25年3月期第2四半期決算発表及び平成25年3月期通期業績修正は当社が年初予想した業績を大きく下回った結果となり、平成25年3月期末には債務超過の危惧が予想される状態であった一方で、平成24年12月14日に太陽光発電事業への申請・着手に関するお知らせを公表したことや株式市場全体の回復における期待感により当社株式の株価が上昇した状況であると考えております。このような状況を鑑み、当社の直近の財務状況や将来の事業価値、資本強化の必要性、当社の株価動向、本件第三者割当により発行される株式数及び割当予定先の保有方針等を考慮しつつ、割当予定先との交渉の結果、発行価額を決定する上で平成25年3月期第2四半期決算発表及び平成25年3月期通期業績修正を公表した時期からの3か月間の終値平均を採用することにことで恣意性や突発性を排除できる公正な参考値であると考え、取締役会決議日の直前営業日までの3か月間の終値平均を参考値に決定いたしました。かかる発行価額につきましては、日本証券業協会の「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」に準拠するものであり、当社は合理的な価額であり有利発行には該当しないものと判断しております。また、今回の発行価額のこの判断については、第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社及び二重橋法律事務所の意見書を参考にしております。

この判断に基づいて、当社取締役会では、当社の安定的な事業活動を実施するために、既存事業であるE・COOL事業の黒字化に邁進し、また、新事業としての太陽光発電事業に着手することにより、今後の成長基盤を確立し中長期的な企業価値の向上を図るという今回の資金調達目的、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、本新株式の発行条件について十分に討議、検討を行い、社外取締役1名を含む出席取締役全員の賛成により本新株式の発行につき決議いたしました。

また、本新株予約権の発行価額(1個当たり0.2950円)は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権の総数引受契約に定められた諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として独立した第三者機関(東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社)が算定した結果、その算定価額である0.2950円を踏まえ本新株予約権1個の払込金額を0.2950円といたしました。第三者機関からの算定結果報告書では、基準となる当社株価16円(平成25年1月30日の終値)、権利行使価額12円、ボラティリティ51.43%(平成23年12月から平成24年12月の週次株価を利用し年率換算して算出)、権利行使期間2年、リスクフリーレート0.079%(評価基準日における2年物国債レート)、配当率0.00%、当社による取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施し、本新株予約権1個につき0.2950円との結果を得ております。

さらに、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の特徴、当社株価の推移を鑑み、割当予定先との協議の結果、本件第三者割当に係る取締役会決議日の名古屋セントレックス市場における当社普通株式の直前営業日までの3か月間(平成24年10月31日から平成25年1月30日)の終値平均12.3円を参考として、行使価額を12円といたしました。本新株予約権の行使価額の算定方法は、本新株の発行価額と同様であります。

以上のことから、本新株予約権の発行価額及び行使価額については、適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しない

ものと判断しております。

この判断に基づいて、当社取締役会では、新事業としての太陽光発電事業のための資金を新株予約権で調達することにより、今後の成長基盤を確立し中長期的な企業価値の向上を図るという資金調達の目的、調達手段の妥当性、本新株予約権の発行条件について十分に討議、検討を行い、社外取締役1名を含む出席取締役全員の賛成により本新株予約権の発行につき決議いたしました。

なお、当社監査役3名全員(うち、社外監査役2名)から、本新株式の発行価額、本新株予約権の払込金額及び行使価額を含む発行条件等は、市場慣行に従った一般的な方法であり、それ自体で特に割当先に有利な金額ではなく、有利発行には該当せず適法である旨の意見を得ております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本件第三者割当による本新株式による新株式発行数8,000,000株及び本新株予約権の目的である株式の総数11,000,000株を合わせた19,000,000株に対する議決権数は19,000個となり、現在の当社の総議決権数20,256個に対して93.8%の希薄化が生じ、株式価値の希薄化につながることであります。

また、割当予定先各社の本新株予約権の行使の方針は、太陽光発電事業プロジェクトの進捗により、3か月以内の行使の方針で合意しており、本新株予約権の行使が実行されると1株当たり利益が急速に影響を及ぼす可能性があります。

しかしながら、昨今の当社を取り巻く厳しい事業環境の下で、速やかかつ確実な資金調達方法により、環境エネルギー事業を拡大することが重要な経営課題であり、そのための資金を確保することは、当社にとって不可欠と考えております。これにより、当社の企業価値及び株主価値の向上につながるものと考え、さらには、自己資本の充実、財務健全性の強化により、安定的な事業運営及び資金調達の柔軟性の向上、並びに安定的な金融機関との取引継続を目指すためには、本件第三者割当は、当社にとって必要不可欠と考えられます。

なお、株式会社ネットスタジアムは、本新株式の発行により筆頭株主となり、本新株予約権を全て行使した場合には当社発行済み株式の3分の1超を保有することになりますが、今回の引受目的は当社の企業価値向上を目的にされており、短期的な株式保有ではないことを表明されております。当社にとっては、C C F L 蛍光灯「E・COOL」新規顧客開拓のためのご紹介など幅広いネットワークにより潜在的な需要の開拓が期待できることなど、当社の収益に結びつく可能性があると考えております。また、当社が取締役候補者を2名受け入れることとなっておりますが、現状の経営体制を尊重するとの意見をいただいております。よって今後において会社の経営体制に変更が生じる可能性は極めて低いものと判断しております。

以上の理由より、当社の企業価値及び株主価値の向上に寄与するものと見込まれることから、本件第三者割当の募集規模は、合理的であると考えております。

株式の希薄化率が25%以上となることから、今回の第三者割当による本新株の発行は、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権の 割合(%)	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
株式会社ネットスタジアム	東京都品川区東五反田1丁目 13番12号	-	-	15,000,000	38.21
株式会社エフティ・ビジネス・デベロップメント	東京都中央区日本橋茅場町1 丁目8番1号	3,005,000	14.84	5,005,000	12.75
HP環境投資事業有限責任 組合第8号	東京都千代田区岩本町2丁目 8番9号	-	-	2,000,000	5.09
酒巻 孝司	神奈川県横浜市磯子区	780,000	3.85	780,000	1.99
長砂 博文	鳥取県八頭郡八頭町	476,000	2.35	476,000	1.21
飯尾 忠一	兵庫県加西市	447,000	2.21	447,000	1.14
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町2丁目4 -1 麹町大通ビル13階	447,000	2.21	447,000	1.14
木津 正男	千葉県市川市	356,000	1.76	356,000	0.91
北村 宗生	愛知県名古屋市千川区	339,000	1.67	339,000	0.86
山本 吉男	岡山県美作市	307,000	1.52	307,000	0.78
計	-	6,157,000	30.39	25,157,000	64.08

(注) 1. 平成24年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成24年9月30日現在の発行済株式総数に、本新株式の発行数8,000,000株に本新株予約権の目的である株数の総数11,000,000株を加えて算定しております。その内訳は以下のとおりです。

株式会社ネットスタジアムに割当てる本新株式の発行数8,000,000株に本新株予約権の目的である株式の総数7,000,000株を合わせた15,000,000株を加えて算定しております。

株式会社エフティ・ビジネス・デベロップメントに割当てる本新株予約権の目的である株式の総数2,000,000株を加えて算定しております。

HP環境投資事業有限責任組合第8号に割当てる本新株予約権の目的である株式の総数2,000,000株を加えて算定しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 当該資金調達背景、目的及び理由

当社は、CD・DVDコンパクトディスクの製造・販売をするデジタルコンテンツ事業をコア事業としながら、そのデジタルコンテンツ事業の市場が年々、音楽配信、映像配信の影響により縮小傾向にある状況において、平成21年から環境に配慮した省エネルギー型蛍光灯「E・COOL」の製造・販売をする環境エネルギー事業をもう一つのコア事業に成長させることに努力してまいりました。

しかし、E・COOL事業の販売初年度にインバーター不具合による製品不良が発生したこと、製品ブランドの浸透が遅れたことなど、当社の販売力が十分に発揮できなかったため、その結果は途上であり、当社は過去連続して経常損失および当期純損失となり、当第2四半期累計期間においても、E・COOL事業において、一時期の節電の機運が落ち着いたことや、景気の先行き不透明感、地方交付税発行の遅れなどの影響から設備投資が低調で推移し、従来型蛍光灯から省エネ照明への移行スピードが鈍化したことから、事業業績が計画と大幅に乖離し、当第2四半期累計期間における売上高は902,686千円、経常損失は79,641千円、四半期純損失は56,738千円、当第2四半期末現在で純資産額は561千円となりました。また、平成24年11月14日付「業績予想修正に関するお知らせ」のとおり、平成25年3月期末までに更に大幅な赤字になることが見込まれ、債務超過の懸念が生じており、その解消が急務となっております。

また、取引金融機関からの借入金1,655百万円(平成24年9月30日現在)については、平成23年3月の東日本大震災による本社工場の一時操業停止により資金繰りが悪化したために取引金融機関に6ヶ月の借入金の返済猶予を依頼し、承諾して頂きましたが、その後、業績回復が計画通りには進捗せず、引き続き平成25年3月末までの借入金の返済猶予の条件変更契約を締結することができましたが、2年間の長期に渡る金融支援を受けております。更に当期の夏場における業績低迷の影響により、一部の仕入債務について支払期日に支払うことができない状況であり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

このような状況を解消すべく、当社はデジタルコンテンツ事業において市場縮小傾向が今後も緩やかに進行することを想定した上で収益の改善を図るために、新規顧客開拓の強化と業務リストラチャリングによる原価低減や有形固定資産の有効活用継続的に取り組んでおります。

また、環境エネルギー事業におけるE・COOL事業においては、当社のコア事業に成長させるための販売強化策として新規代理店の開拓、展示会・ビジネスマッチングへの出展、セミナーの開催などで認知度の向上を図りつつ、販路拡大を目的とした業務提携先を随時検討しております。更に、屋外用LEDなどの照明販売会社として多様な商材のラインナップを拡充して顧客のニーズに対応させ、売上高を安定的に成長させられるよう取り組んでおります。

更に、環境エネルギー事業においては、昨年12月に公表いたしました太陽光発電事業に当社は着手し、CO₂削減や電力不足問題に対する社会的貢献と当社の将来的、安定的な収益源とするべく取り組んでまいり予定ですが、ただし、当社が計画している岩手県一関市の発電プロジェクトの事業規模は20メガワットと大規模であり、その完成までには相当の期間が必要と思慮しております。

また、当社の本社工場における電力費の軽減と売電による収益確保を目的とした太陽光発電プロジェクト(2メガワット相当)の来期設置を予定しております。その設備投資額は約6億円を予定しており、本件第三者割当による本新株予約権と将来的には借入金(プロジェクトファイナンス)で調達する予定であります。

当社が安定的な事業活動を実施するためには、上記のような取り組みにより、まず既存事業であるデジタルコンテンツ事業やE・COOL事業の黒字化により営業キャッシュ・フローの黒字化が必要であります。しかしながら、当社の現在の手元資金ではE・COOL事業における仕入が困難な状況になっております。また、新事業としての太陽光発電事業に着手するにあたって、事業資金を調達しなければなりません。さらに、安定的な金融機関との取引継続を目指すために、これらの取組みによって得られた営業キャッシュ・フローを金融機関の返済原資にしたいと考えております。

これらのことから、債務超過の懸念を解消し、今後の成長基盤の確立と企業価値の向上を図るため、E・COOL事業における仕入在庫資金及び太陽光発電事業開始のための資金を本件第三者割当による本新株式の発行と本新株予約権の発行により資金調達を行うことに決定いたしました。

(2) 当該資金調達の方法を選択した理由

当社は、6(1)当該資金調達の背景、目的及び理由で記載の取引金融機関から借入金の元本返済猶予を2年に渡り受けており、間接調達については、新規に資金を全額調達することは困難であります。

直接調達の手法の検討のうち、6(1)当該資金調達の背景、目的及び理由で記載の当社の債務超過の懸念を解消し、安定的な事業活動を実施するための既存事業であるE・COOL事業の黒字化に必要な事業資金や新事業としての太陽光発電事業の着手に必要な事業資金を調達するために、第三者割当の方法による資金調達は、当社の資金調達が緊急的な必要資金であるために、公募増資又は株主割当での発行と比較して、速やかかつ確実な資金調達方法であると考えられることから、第三者割当による新株式の発行と新株予約権の発行による調達といたしました。また、本件第三者割当による本新株式の発行及び本新株予約権の発行により株式価値の希薄化につながることでありますが、これにより、当社の企業価値及び株主価値の向上につながるものと考え、並びに安定的な金融機関との取引継続を目指すためには、本件第三者割当は、当社にとって必要不可欠と判断いたしました。

本新株式と本新株予約権の発行株（予約権）数割合については、「E・COOL」の仕入資金の内、本年2月から3月まで決済される仕入れに対応する資金を本新株式による調達とし、太陽光発電事業の着手予定に沿った資金を主に本新株予約権による調達としております。太陽光発電事業を本新株予約権による調達としたのは、岩手県一関市並びに本社工場の発電プロジェクトに対する事業認可が下りたのち、資材・設備の初期導入費用などの発生に従い必要な資金を機動的に調達できると考えたからであります。ただし、本新株予約権の行使については、割当先とは、そのプロジェクトの進捗により、3か月以内の行使の方針で合意しておりますが、その性質上、割当予定先に委ねられることから、当社にとって機動的な調達と成り得ない可能性があります。

(3) 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当による本新株式及び本新株予約権の発行による資金調達は、希薄化率が25%以上になることから、株式会社名古屋証券取引所の定める上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第34条、同取扱い17に定める、経営者から一定程度の独立したものである当該割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見の入手を要することになります。

そこで、当社は、第三者機関である二重橋法律事務所から、本第三者割当に必要性及び相当性が認められる旨の意見書を入手するとともに、当該意見書を参考に、本日（当該発行取締役会決議日）、当社の社外監査役2名及び社外取締役1名から発行数量及び株式の希薄化に関し、当社の更なる事業拡大が可能となり、企業価値及び株主価値の向上が見込まれることから、株式の希薄化の規模は合理性があり、その必要性及び相当性に関して適切であるとの意見を得ております。その詳細は以下のとおりです。

本件第三者割当の必要性・相当性について検討した結果、当社の安定的な事業活動を実施するためには、既存事業であるデジタルコンテンツ事業やE・COOL事業の黒字化により営業キャッシュ・フローの黒字化が必要であり、当社の手元資金では不十分な仕入が困難な状況になっている。また、新事業としての太陽光発電事業に着手するにあたって、事業資金を調達しなければならない。さらに、安定的な金融機関との取引継続を目指すために、これらの取組みによって得られた営業キャッシュ・フローを金融機関の返済原資にしたいと考えている。このような状況の下、本件第三者割当を実施することによって、債務超過の懸念を解消できるとともに、当社が本件第三者割当による差引手取概算額217百万円を営業推進に向けた投資に充当することによって、収益拡大に向けた取組みが可能となることから、その目的においても、十分な合理性が認められる。

また、本件第三者割当の規模についても、上記のとおり、収益拡大に向けた取組みに必要な不可欠な金額に連動しているとのことであり、十分な合理性が認められる。

さらに、割当予定先についても、ネットスタジアムは、太陽光発電事業についても再生可能エネルギー事業に取組まれており、当社の事業への助言などが期待できると考えており、さらに、幅広い営業人脈を有しているため、太陽光発電事業の他に既存の事業についても新規の顧客開拓が期待できる。株式会社エフティ・ビジネス・デベロップメントの代表取締役は、当社の会社運営に長年携わっており、また、HP環境投資事業有限責任組合第8号は、長期保有を表明していることから、本第三者割当の目的である太陽光発電事業の継続した展開が期待できることから、十分な合理性が認められると判断する。

したがって、本件第三者割当により資金調達を行う理由には妥当性が認められ、本件第三社割当により資金調達を行う必要性が認められると判断する。

また、資金調達の方法として、借入、社債発行等ではなく、本件第三者割当を選択した理由は、上記のとおり、債務超過の懸念がある状況にあり、金融機関からの借り入れについては返済猶予を受けている状態にあることから、負債性の資金調達を行うことは妥当ではなく、資本金の資金を調達することによって、資本増強を図ることが相当であると認められ、また、当社の財務状態からすれば、公募による資金調達を行うことは不確実性を伴うと言わざるを得ず、速やかかつ確実な資金調達の方法として、本件第三者割当を選択したことには、十分な合理性が認められる。

また、本件第三者割当は支配株主との取引等に該当しません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他の参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の第26期有価証券報告書に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成25年1月31日）までの間において、新たに以下の事業等のリスクが生じております。以下に掲げた内容は、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」の追加箇所を記載したものであります。なお、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成25年1月31日）現在においてもその判断に変更はなく、また、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成25年1月31日）現在において当社が判断したものであります。

4 [事業等のリスク]

(1)～(13)略

(14) 株式価値の希薄化に関わるリスク

当社は平成25年1月31日開催の当社取締役会において、株式会社ネットスタジアム、株式会社エフティ・ビジネス・デベロップメント、HP環境投資事業有限責任組合第8号を割当予定先とする本新株式及び本新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。当社の総議決権数は20,256個（直前の基準日である平成24年9月30日現在）であり、今回、各割当先に割当てる本新株式の発行数8,000,000株及び本新株予約権の目的である株式の総数11,000,000株を合わせた19,000,000株に係る議決権数は19,000個となり、当社の総議決権数に対する希薄化率は93.8%と株式の希薄化率は25.0%以上になり、相応の株式価値の希薄化につながるようになります。

しかしながら、今回の資金調達については、当社の安定的な事業活動を実施するため、既存事業であるデジタルコンテンツ事業やE・COOL事業の黒字化により営業キャッシュ・フローの黒字化が必要であり、当社の手元資金では不十分な仕入が困難な状況になっていること、また、新事業としての太陽光発電事業に着手するにあたっての事業資金を調達しなければならぬこと、そして、これらの取組みによって得られた営業キャッシュ・フローが金融機関の返済原資にすることを予定しております。これらの目的を達成するために直接調達による資金調達を出来る限り行うことが当社にとって必要なものであります。また、本新株予約権は、行使価額修正条項付き新株予約権とは異なり、株式市場の動向により影響を受けない行使価額及び対象株式数の双方が固定された発行スキームとなっております。さらに、本新株予約権には、取得条項が規定されており、一定の条件のもとで当社の選択により潜在株式数を減少させることができます。従って、今回の資金調達により、事業基盤の安定と将来の収益力の回復が図られ、ひいては当社の企業価値及び株主価値の向上につながるものであると当社は考えており、本新株式及び本新株予約権の発行に伴う当社株式の発行数量及び株式の希薄化の規模はかかる目的達成の上で合理的であると判断しております。

(15) 大株主としての経営権について

当社は平成25年1月31日開催の当社取締役会において、株式会社ネットスタジアムを割当予定先とする本新株式の発行数8,000,000株及び本新株予約権の目的である株式の総数7,000,000株を割当ててことを決議いたしました。割当先が取得することとなる本新株式に加えて本新株予約権が全て行使された場合の発行株式数を合わせると総議決権数の38.21%を占める大株主となります。しかしながら、同社につきましては、システムインテグレーションとWEB制作を軸に事業を展開されており、幅広い営業人脈をもたれております。今回の引受目的は当社の企業価値向上を目的にされており、短期的な株式保有ではないことを表明されております。当社にとっては、CCFL蛍光灯「E・COOL」新規顧客開拓のためのご紹介など幅広いネットワークにより潜在的な需要の開拓が期待できること、また、太陽光発電事業についても再生可能エネルギー事業に取組まれており、当社の事業への助言などが期待できると考えております。また、当社が取締役候補者を2名受け入れることとなっておりますが、現状の経営体制を尊重するとの意見をいただいております。よって今後において会社の経営体制に変更が生じる可能性は極めて低いものと判断しております。

(16) 資金調達に関わるリスク

当社は平成25年1月31日開催の当社取締役会において、当社の安定的な事業運営を目的としたCCFL蛍光灯「E・COOL」の仕入在庫資金及び太陽光発電事業の準備資金を目的として、株式会社ネットスタジアム、株式会社エフティ・ビジネス・デベロップメント、HP環境投資事業有限責任組合第8号を割当予定先とする本新株式及び本新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。新株予約権については、その性質上、行使価額が市場価額を上回っている状況においては、行使が進まない状況になり、このような状況が継続する場合は、資金需要に沿った調達が困難になる可能性があります。その場合においては、当社の収益力の回復や太陽光発電事業の進捗に支障をきたす可能性があります。

2. 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第26期事業年度）の提出日（平成24年6月28日）以後、本有価証券届出書提出日（平成25年1月31日）までの間において、平成24年7月2日に臨時報告書を関東財務局長に提出しております。その内容は以下のとおりであります。

1 提出理由

平成24年6月28日開催の当社第26回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成24年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

< 会社提案（第1号議案から第3号議案まで） >

第1号議案 取締役1名選任の件

取締役として、渡部清秀を選任するものであります。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役として、高橋仁志、近江信雄の2名を選任するものであります。

第3号議案 会計監査人選任の件

会計監査人として、アスカ監査法人を選任するものであります。

< 株主提案(第4号議案から第6号議案まで) >

第4号議案 取締役1名選任の件

取締役として、木津正男を選任するものであります。

第5号議案 取締役の報酬金額の件

取締役の報酬について、総額で今年度は昨年度と同額以下とする一方、ストックオプションを付与する。

第6号議案 監査役の報酬金額の件

監査役の報酬について、総額で今年度は昨年度と同額以下とする。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果(注3)	
					賛成比率	可否
第1号議案 取締役1名選任の件 渡部 清秀	6,484	4,135	-	(注1)	61.06%	可決
第2号議案 監査役2名選任の件 高橋 仁志 近江 信雄	9,024 9,024	1,595 1,595	- -	(注1)	84.97% 84.97%	可決 可決
第3号議案 会計監査人選任の件	10,270	349	-	(注2)	96.71%	可決
第4号議案 取締役1名選任の件 木津 正男	5,199	5,420	-	(注1)	48.95%	否決
第5号議案 取締役の報酬金額の件	5,304	5,315	-	(注2)	49.94%	否決
第6号議案 監査役の報酬金額の件	5,312	5,307	-	(注2)	50.02%	可決

(注1) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び当該議決権の過半数の賛成であります。

(注2) 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

(注3) 賛成比率は、株主総会前日までに行使された議決権数に、株主総会当日に出席した株主全員の議決権数を加算した数にて賛成の意思表示に係る議決権の数を除して算出しております。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

議案に対する賛否等の意思表示については、事前行使及び当日出席の全株主の議決権数を加算しているため、該当事項はありません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第26期)	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	平成24年6月28日 東北財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第27期第2四半期)	自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日	平成24年11月14日 東北財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年11月14日

株式会社オプトロム
取締役会 御中

アスカ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	田中大丸
指定社員 業務執行社員	公認会計士	法木右近

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社オプトロムの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第27期事業年度の第2四半期会計期間（平成24年7月1日から平成24年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社オプトロムの平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は5期連続して経常損失、当期純損失を計上し、当第2四半期累計期間において引き続き経常損失及び四半期純損失となり、さらに各取引金融機関から借入金の返済猶予を受けるとともに一部の仕入債務について支払期日に支払うことができないことから継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年6月26日

株式会社オプトロム
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
指定社員 公認会計士 岡山 賢治 印
業務執行社員
指定社員 公認会計士 成田 孝行 印
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社オプトロムの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オプトロムの平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は4期連続して経常損失、当期純損失を計上し、当事業年度においても経常損失、当期純損失となり、さらに各取引金融機関から借入金の返済猶予を受けていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社オプトロムの平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社オプトロムが平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
- 2 . 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。